

改正少年法の施行状況（平成13年4月1日～平成14年9月30日）

表1 処分の在り方等の見直しに関する事項
（原則検送対象事件の終局結果）

	検察官送致	その他 （保護処分）					合 計
			特別少年院	中等少年院	医療少年院	保護観察	
殺 人	8 (47.1%)	9 (52.9%)	1	4	2	2	17
傷害致死	40 (59.7%)	27 (40.3%)	3	20	0	4	67
強盗致死	13 (81.3%)	3 (18.7%)	0	3	0	0	16
危険運転致死	11 (91.7%)	1 (8.3%)	0	1	0	0	12
合 計	72 (64.3%)	40 (35.7%)					112

- （注）1 数字はいずれも平成13年4月1日から平成14年9月30日までに家庭裁判所において終局決定のあった人員である。
2 「検察官送致」はいずれも刑事処分相当を理由とするものである。
3 過去10年間の平均検送率は、殺人（未遂を含む）24.8%、傷害致死9.1%、強盗致死41.5%である。

※ 年少少年（16歳未満）の検送事件は、該当なし

表2 事実認定手続の適正化に関する事項

件 数	裁定合議	検察官関与	国選付添人	特別更新	異議申立て	うち取消
		50	39	7	67	145

- （注）1 異議申立て以外はいずれも平成13年4月1日から平成14年9月30日までに家庭裁判所において終局決定のあった人員である。
2 特別更新とは法17条4項ただし書により4週間を超えて観護措置を更新したものをいう。
3 異議申立てとは法17条の2による観護措置決定又は同更新決定に対する異議申立てをいう。また、異議申立ての件数は、異議申立てのうち1の期間内にこれに対する決定があったものの件数である。

※ 抗告受理申立ては、該当なし

表3 被害者に対する配慮の充実にに関する事項

	認	否
閲覧・謄写	780	10
意見聴取	215	8
結果等通知	878	12

※ いずれも申出人の数である。認められなかったのは、法定の申出資格がない者からの申出であったことによるものなどである。